

公益財団法人関西盲導犬協会
役員等報酬および費用支払いに関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人関西盲導犬協会（以下「この法人」とする。）の定款第 18 条および第 36 条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬および費用支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第 30 条に基づき置かれる理事および監事をいい、役員等とは、役員および定款第 14 条に基づき置かれる評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所にする者をいう。監事については、常勤役員を置かない。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員ならびに評議員は無報酬とする。
- 3 常勤役員には、別表の常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給することができる。
- 4 役員等には賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第 6 条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬額の決定)

第 4 条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、別表の常勤役員俸給表のとおりとし、その適用については、理事会の承認を得るものとする。

(定例報酬の支給)

第 5 条 定例報酬の支給日、支払方法ならびに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程ならびに職員給与規程細則に

準ずる。

(退職慰労金)

第 6 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、就任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、1年以上在職した役員に対して、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、会長が理事会の承認を得て決定する。ただし、合算期間は当初就任日より起算して5年間を上限とする。

(費用弁償)

第 7 条 この法人の役員等に対して、その職務の執行にあたって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく実費を支払うものとし、日当は支給しないものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公 表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会において行うものとする。

(委 任)

第 10 条 この規程の実施について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、公益財団法人関西盲導犬協会の設立登記にあたった日、平成22年(2010年)9月1日から施行する。
- 2 平成24年(2012年)2月25日、旧第3条および旧第7条を削除する。第5条を一部変更する。
- 3 平成30年(2018年)3月17日、一部改訂

(別表) 常勤役員俸給表

(単位：円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	1 1	300,000	2 1	500,000
2	120,000	1 2	320,000	2 2	520,000
3	140,000	1 3	340,000	2 3	540,000
4	160,000	1 4	360,000	2 4	560,000
5	180,000	1 5	380,000	2 5	580,000
6	200,000	1 6	400,000	2 6	600,000
7	220,000	1 7	420,000	2 7	620,000
8	240,000	1 8	440,000	2 8	640,000
9	260,000	1 9	460,000	2 9	660,000
1 0	280,000	2 0	480,000	3 0	680,000
				3 1	700,000